

～相談事例～

こんな時、どうするの？ SDG s の趣旨を踏まえた新規事業



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問 1)

当社は現在廃棄物に関連した事業は実施していませんが、新規事業として SDG s の趣旨に沿った事業を始めたいと思います。具体的な事業内容は、食品工場から排出される動植物性残さを家畜の飼料やたい肥に加工することです。

食品工場から排出される動植物性残さはどのように処理されていますか。

(回答 1)

食品工場から排出される動植物性残さは、産業廃棄物に該当し排出事業者（食品工場）が自ら処理するか、廃棄物処理法に基づき委託基準に従って、廃棄物処理法に基づく許可を取得している処理業者に委託しています。

一口に食品工場と言っても多種多様であり、食品工場から排出される動植物性残さも様々です。飼料になるような動植物性残さもあれば、飼料にもたい肥化にも向かない動植物性残さもありません。

例えばおからなどは飼料になりそうな動植物性残さですが、そのようなものは飼料に利用されているかどうかは定かではありません。野菜くずなどはたい肥になります。塩分が高い漬物くずやマヨネーズ等のペースト状の廃油・汚泥のたい肥化はなかなか難しいと思います。

(質問 2)

食品工場から排出される廃棄物の処理を始めるにはどうしたら良いですか。

(回答 2)

現在稼働している食品工場の産業廃棄物は既に処理されているわけで、そこに入り込むことはなかなか難しいのではないかと思います。当協会の会員にもたい肥化施設を設置している者もあり、処理ルートは確立しています。そこに割って入るのは、排出事業者にとってより魅力的なスタイルでないと入り込めないと思います。

新規立地の食品工場などをリサーチして、立地に合わせて受託することが考えられます。

(質問 3)

既存の食品工場の排出事業者は廃棄物処理法に基づく許可業者に処理を委託しているとのことですが、廃棄物処理法に基づく許可の取得はどのような手続きが必要ですか。

(回答 3)

栃木県では、産業廃棄物の処理を実施する場合、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づき事業計画を提出し、関係法令を洗い出し教示します。その内容を確認し施設の設置が可能と判断すれば事前協議書を提出し、協議終了後、施設を設置し許可申請します。

しかしながら、たい肥化などのリサイクル施設を設置する場合は、製造した製品が円滑に利用されないと監督官庁から指導を受ける場合がありますので、製造した製品の利用先の見通しを事業開始前に確認（確保）することが大切です。

すでに食品工場の動植物性残さの処理を実施している会社を、企業ごと買収する手段（M&A）もあります。これが一番手っ取り早いと思います。